鳥取県告示第1号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成19年1月5日から同月19日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課(鳥取市東町一丁目220)及び琴浦町役場分庁舎(東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年1月19日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年1月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 都市計画の種類及び名称
 赤碕都市計画道路3・5・2号地蔵町下市線
- 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

琴浦町大字赤碕字八幡山、字八幡坂屋敷東側、字四人畑、字四人畑頭、字東地蔵町、字地蔵町、字西谷海道之下、字西谷海道之上、字東松山、字柏谷大山道之下、字長松山、字西野海道之上、字西野、字柏谷 尻、字澤山、字柏谷海道ノ下、字柏谷海道之上、字中島、字狐塚、字狐塚野、字狐塚、字狐塚ノ下、字狐塚尻、字西ヲナカケ及び字中花見